

法務省矯成第3347号

平成19年5月30日

改正 平成19年8月 6日付け法務省矯成第4671号

平成23年5月23日付け法務省矯成第3002号

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 梶 木 壽

受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について（依命通達）

本日、受刑者の優遇措置に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3323号大臣訓令。以下「訓令」という。）の一部を改正する訓令が制定され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行されることに伴い、平成18年5月23日付け法務省矯成第3324号当職依命通達「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について」の全部を下記のとおり改正し、同法の施行の日から実施することとしましたので、その運用については、遺漏のないよう配意願います。

記

1 刑事施設の長が定める処遇（訓令第3条関係）

- (1) 規則第52条第2号に規定する処遇を定める場合においては、他の優遇措置との均衡に十分配慮すること。
- (2) 優遇措置とは別の目的で、テレビの視聴を認めることなどは差し支えないこと（例えば、共同室に収容されている者のストレス解消を目的としたテレビ視聴、無事故期間が長期にわたる者を教室に集めたビデオ視聴等）。
- (3) 次に掲げる処遇については、訓令第3条の規定による矯正局長の認可を受けたものとして差し支えないこと。

ア 第2類以上の優遇区分に指定されている受刑者に対し、規則第71条第1項の規定により刑事施設の長が定める面会を許す日について、第3類以下の優遇区分に指定されている受刑者に係る面会を許す日のほかに面会を許す日を定めること。

なお、当該処遇の実施に当たっては、規則第71条第3項の規定により告知し、及び公告すること。また、当該処遇のうち、第3類以下の優遇区分に

指定されている受刑者に係る面会を許す日のほかに規則第19条第2項第1号又は第2号に掲げる日を面会を許す日として定める処遇を実施する場合には、当該刑事施設の職員配置等に鑑み、逃走等の保安事故が生じることのないよう所要の措置を講ずること。

イ 第2類以上の優遇区分に指定されている受刑者に対し、次の(ア)から(ウ)までに掲げる物品の一部又は全部について自弁のものを使用を認めること。

(ア) ナイロンタオル、ボディークリーム、洗顔石けん、洗顔フォーム及び電気かみそり用プレシェーブローション

(イ) 多色ボールペン及び蛍光ペン

(ウ) 被収容者に自弁のものとして使用させるものより高品質である便箋及び封筒

2 優遇区分の指定及びその指定の変更（訓令第5条関係）

(1) 受刑態度の評価

ア 訓令第5条各号に掲げる事項の評価は、別紙に定める基準に従い点数に換算し、評価期間中の合計点により行うものとする。

イ 上記アの最初の評価は、当該受刑者が就業等する工場又は居室において当該受刑者の処遇等を担当する処遇部門の職員（以下「担当職員」という。）が行うものとする。この場合において、担当職員は、訓令第5条各号に掲げる事項のうち、第1号、第2号及び第5号の事項に関する状況等を、必要の都度、別紙様式1の「生活評価カード」に記載するものとする。

ウ 担当職員を監督する立場にある職員のうち、刑事施設の長が指名する者は、上記イの評価の内容を確認し、必要に応じ、工場又は居室棟等の間によって評価に不合理な偏りが生じること等のないよう調整を行うものとする。

(2) 優遇区分の指定等

ア 評価期間の初日から末日まで継続して刑事施設において刑の執行を受けている受刑者の優遇区分の指定は、上記(1)の評価の結果に従い、次の(ア)から(オ)までに掲げる優遇区分に、当該(ア)から(オ)までに規定する者を指定すること。

(ア) 第1類 上記(1)による合計点が12点以上の者

(イ) 第2類 上記(1)による合計点が6点から11点までの者

(ウ) 第3類 上記(1)による合計点が0点から5点までの者

(エ) 第4類 上記(1)による合計点が-4点から-1点までの者

(オ) 第5類 上記(1)による合計点が-5点以下の者

イ 規則第53条第2号の規定により優遇区分の指定を受ける受刑者のうち、上記アに規定する受刑者以外のものの優遇区分の指定は、上記アに準じて行うこと。この場合において、訓令第4条の規定に基づいて優遇区分の指定をするために必要なときは、評価期間内に刑の執行を受けた期間に応じて、別

紙に定める基準及び上記アに定める各優遇区分に指定する際に必要な合計点を変更することができること。

(3) 優遇措置評価表

上記(1)の評価及び上記(2)による優遇区分の指定の結果は、別紙様式2の「優遇措置評価表」に記録すること。

(4) 評価期間経過後に褒賞を行った場合の優遇区分の指定又はその指定の変更

ア 規則第53条第3号の「その他の事情」としては、例えば、その時点における評価期間の残りの期間の長短や、釈放予定日までの期間が切迫していること等が考えられること。

イ 規則第53条第3号の規定により優遇区分を指定し、又は優遇区分の指定を変更するに当たっては、上記(1)の評価の結果に褒賞による加点を加味した点数に基づき行うこと。ただし、優遇区分を指定し、又は優遇区分の指定を変更する日からその日の属する評価期間の末日又は釈放予定日までの期間が短くなるのに応じて、褒賞による加点を増やすことができること。

(5) 評価期間経過後に反則行為があった場合の優遇区分の指定又はその指定の変更

ア 規則第53条第4号の「その他の事情」としては、例えば、その時点における評価期間の残りの期間の長短や、釈放予定日までの期間が切迫していること等が考えられること。

イ 規則第53条第4号の規定により優遇区分を指定し、又は優遇区分の指定を変更するに当たっては、上記(1)の評価の結果に反則行為による減点を加味した点数に基づき行うこと。ただし、優遇区分の指定を変更する場合は、その変更する日からその日の属する評価期間の末日又は釈放予定日までの期間が短くなるのに応じて、反則行為による減点を増やすことができること。

(6) 褒賞を行ったことにより優遇区分を指定し、又は優遇区分の指定を変更した場合における評価期間経過後の優遇区分の指定

規則第53条第5号ただし書における「相当と認めるとき」とは、例えば、褒賞を行わなかったものとして受刑態度を評価した場合、褒賞を行ったことにより指定し、又は指定を変更した優遇区分より下位の優遇区分に指定することとなり、当該受刑者の改善更生の意欲を喚起する上で好ましくないと認められるときなどが考えられること。

(7) 移送された受刑者の優遇区分の指定

優遇区分の指定を受けた受刑者が他の刑事施設に移送された場合には、移送前と同一の優遇区分に指定するものとする。

3 規則第53条第6号による第4類への優遇区分の指定（訓令第6条関係）

訓令第6条各項の事由に該当するかどうかの判断に当たっては、以下の点に留意すること。

(1) 訓令第6条第1号の「反則行為を行った場合において、心身の状態を考慮して懲罰を科されていないこと」とは、例えば、職員の制止に従わず大声を發したものの、当該受刑者の精神状態から科罰効果が期待できないとして、懲罰を科されなかったことなどが考えられること。

(2) 訓令第6条第2号の「休養により作業を行っていない日」には、規則第19条第2項第4号及び第46条第1項各号に掲げる日その他休養以外の事由により作業を行っていない日は含まれないこと。

4 優遇区分の告知（訓令第7条関係）

訓令第7条の規定により受刑者に告知する際、受刑者の改善更生の意欲を喚起するため必要があると認めるときは、上記2の(1)の評価の結果を説明したり、受刑者に適切な指導を加えることとしても差し支えないこと。

なお、訓令第7条の規定により告知することとされていない受刑者についても同様であること。

5 自弁の物品の内容（訓令第9条関係）

訓令第9条の規定により食料品及び飲料品並びに嗜好品の品名及び数量を定めるに当たっては、次のとおり定めること。

(1) 規則第54条第1項第3号の規定により摂取を許す食料品及び飲料については、その購入額の合計が1,000円を超えない範囲内において品名及び数量を定めること。

(2) 規則第54条第1項第3号、同条第2項第2号又は同条第3項第2号の規定により摂取を許す嗜好品については、その購入額の合計が500円を超えない範囲内において品名及び数量を定めること。

6 優遇区分の表示（訓令第10条関係）

優遇区分の表示方法としては、例えば、優遇区分に応じて受刑者の衣類や居室等に表示する方法が考えられること。

なお、優遇措置の表示に当たって略称を使用するときは、以下の例によること。

(1) 第1類 ユー1

(2) 第2類 ユー2

(3) 第3類 ユー3

(4) 第4類 ユー4

(5) 第5類 ユー5

7 その他

優遇措置のための評価を実施している受刑者を他の刑事施設へ移送する場合には、別紙様式1の「生活評価カード」及び別紙様式2の「優遇措置評価表」を移送先の刑事施設に引き継ぐこと。この場合において、移送した日の属する月における移送までの間の生活評価カードに係る日常生活等の態度の中間的な評価内容についても、適宜の方法により、移送先の刑事施設に引き継ぐこと。